

兵庫大学・兵庫大学短期大学部における公的研究費運営・管理規程

〔 大学運営会議決定 〕〔 平成 20 年 10 月 22 日制定 〕
〔 平成 20 年 10 月 22 日 〕〔 兵大程第 146 号 〕

(目的)

第 1 条 この規程は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における公的研究費の運営・管理等の取組指針」に基づき、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用の防止に関する事項を定め、公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは文部科学省等の公的機関が研究機関に配分する競争的資金（直接経費、間接経費）をいう。また、公的研究費には、私学助成金を原資とする個人研究費や研究所等の経費も含め、公的研究費として取り扱う。
- (2) 「不正使用」とは、法令に違反する行為のほか、公的研究費の配分機関及び学内で定められた規程等に違反する行為をいう。

(責任体制)

第 3 条 公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもってあてる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長（研究担当）をもってあてる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が策定する実施計画書に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、法令を遵守し、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施するものとし、学部長等をもってあてる。

(適正な研究活動推進委員会の役割)

第 4 条 「適正な研究活動に関する規程」第 9 条に基づき設置されている、適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）は、公的研究費の不正使用を防止する体制を整備し、これを運営する。

(事務処理手続きに関する窓口)

第 5 条 公的研究費の使用や事務処理手続きに関し、適切な支援を行うため、学内外からの相談に対応する窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、研究支援課とする。
- 3 相談窓口は、経理課及び管理課と連携し、公的研究費の適正な運営と管理に資するよう努めなければならない。

(通報窓口)

第 6 条 公的研究費の不正使用に関し、学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、「学校法人睦学園公益通報等に関する規則」に則り、法人事務局企画調整室とする。

(内部監査・モニタリングの体制)

第 7 条 公的研究費の適正な運営・管理等を徹底するため、内部監査・モニタリングを実施する。

- (1) 内部監査・モニタリングについては、事務局長が指名する事務職員が行う。
- (2) 内部監査・モニタリングの対象は、全ての研究から無作為抽出する。
- (3) 監査の実施にあたって、監査内容を必要に応じて見直し、効率化・適正化を図るものとする。

- (4) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。
- (5) 監事及び公認会計士と定期的に情報交換等を行い、監査項目等を検証し、実効性のあるモニタリングを行う。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究支援課が行う。

(改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、委員会に諮り、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。